

福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る福井市利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」（以下「県融資」という。）に係る利子補給金（以下「補給金」という。）の交付について、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号）によるほか、必要な事項を定めるものとする。

（補給金の対象範囲）

第2条 市長は、市内中小企業者が県融資を借り受けた場合、当該資金（以下「資金」という。）について、当該中小企業者に対し、予算の範囲内において補給金を交付するものとする。

（補給金の対象者）

第3条 前条に規定する補給金の対象者は、次の各号に掲げる要件を全て備えるものとする。

- (1) 市内で事業を営んでいること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 令和3年3月31日までに融資を実行していること。

（補給金の額及び期間）

第4条 補給金の額は、次項に規定する期間中に現に支払われた利子の額（延滞利子に係る額を除く。）の全額とする。

2 補給金の交付の対象期間は、資金の貸付を受けた日から起算して3年間とする。

3 延滞に係る利子が発生した場合は、当該延滞に係る利子については、補給金の対象外とする。

（補給額の算定期間及び方法）

第5条 補給額は、毎年2回、4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日までの期間における前条の規定により算定した金額を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補給金に過誤が生じた場合は、前条第2項に規定する期間の末日の属する年度までに限り、当該過誤の金額を交付することができる。

(納税状況確認の委任)

第6条 補給金の交付を受けようとする者(以下「補助事業者」という。)は、第3条第2号の要件確認のため、納税状況を福井市納税担当課に照会することについて、福井市に委任するものとする。

(補給金の交付申請)

第7条 補助事業者は、利子補給金交付申請書(様式第1号。以下「補給金申請書」という。)を第5条第1項に掲げる期間の末日から20日以内に市長に提出するものとする。

(補給金の交付決定及び額の確定)

第8条 市長は、前条の補給金申請書の提出を受けた場合は、その適否を審査し、適当と認めるときは、交付決定及び額の確定をし、利子補給金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号。以下「補給金決定書」という。)により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補給金の交付請求)

第9条 補給金決定書を受けた者(以下「補給金決定者」という。)は、利子補給金交付請求書(様式第3号。以下「補給金請求書」という。)に、補給金決定書の写し及び次に掲げるいずれかの証明書を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 取扱金融機関の支店長が発行する補助事業者に係る資金の利子支払証明書(様式4号)

(2) 取扱金融機関が発行する補助事業者に係る資金の利子支払証明書

2 市長は、補給金請求書の提出があったときは、速やかに補給金を交付するものとする。

(補給金の返還等)

第10条 市長は、補給金決定者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、補給金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補給金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 補給金の交付申請について偽りその他の不正行為があった場合

(2) 融資を受けた資金の返済を完了すべき期限を繰り上げて返済した場合において、補給金の額の計算となった利子額が減少したとき

(補給金の交付の特例)

第11条 市外への事業所移転、補助事業者の死亡、廃業、事業の譲渡等、第3条第1号に該当しなくなった場合は、当該事象が発生した日以降の補給金は交付しない。ただし、第3条第1号に該当する中小企業者が当該補助事業者の事業を承継し、当該補給金に係る資金の債務をすべて承継したときは、この限りではない。

(変更の届出等)

第12条 補助事業者は、住所、所在地、商号又は代表者の変更があった場合には、速やかに市長に届け出なければならない。

2 補助事業者が死亡、廃業、事業の譲渡等により事業を廃止した場合（前条の規定により、第3条第1号に該当する中小企業者が当該事業を承継した場合を含む。）には、速やかに市長に届け出なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年3月16日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限りその効力を失う。ただし、令和3年3月31日までに県融資を借り受け、かつ、同日までに交付申請を行った者に係る当該補給金については、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、令和2年12月18日から施行する。

福井市長宛

住 所	
商 号	
代表者氏名	(Tel _____) (印)

福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る
利子補給金交付申請書
(年 月補給分)

福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る利子補給金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 利子補給金交付申請額 _____ 円

2 市税の納税確認委任に係る同意

私は、福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る利子補給金交付要綱第6条の規定により、当方の納税状況を福井市納税担当課に照会することについて、福井市に委任します。

代表者 _____ (印)

様式第2号（第8条関係）
福井市指令商振第 号

住 所

商 号

代表者名

福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」
に係る利子補給金交付決定及び額の確定通知書
（ 年 月補給分）

年 月 日付けで申請のあった福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」
に係る利子補給金利子補給金について、福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」
に係る利子補給金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付の決定をし、併せて
その額を確定したので通知します。

年 月 日

福井市長

記

- 1 利子補給金交付決定金額 円
- 2 補助事業者は、次に該当する場合は、市長に届け出なければならない。
 - (1) 補助事業者の住所、所在地、商号又は代表者の変更があった場合
 - (2) 補助事業者の死亡、廃業、事業の譲渡等により事業を廃止した場合（ただし、市内に事業所を有する中小企業者が当該事業を承継した場合を除く。）

福 井 市 長 宛

住 所	
商 号	
代表者氏名	(TEL) ④

福井県「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」に係る
利子補給金交付請求書
(年 月補給分)

年 月 日付け福井市指令商振第 号で指令のあった利子補給金として、下記の金額を請求します。

なお、この補給金は、下記金融機関の口座に振り替えてお支払いください。

記

1 利子補給金請求額 _____ 円

2 口座を有する金融機関の名称等

金 融 機 関 名	本店 支店							
口 座 番 号	普通・当座							
フリガナ								
口 座 名 義 人								

様式第4号（第9条関係）

利子支払証明願

年 月 日

取扱金融機関 様

住所（所在地）

商号（名称）

（代表者）氏名

電話番号

印

下記の福井県中小企業者向け制度融資「経営安定資金（新型コロナウイルス対策分）」の融資資金について、年 月 日から 年 月 日までに支払った利子額は、次のとおりであることを証明願います。

資金名	融資額（当初）	貸付日	融資利率	利子支払額	遅延損害金 支払額
福井県経営安定資金 （新型コロナウイルス対策分）	千円		%	円	円

利子支払証明書

上記事項について、内容に間違い無いことを証明いたします。

年 月 日

取扱金融機関名

支店名

支店長名

印